

V-69

136  
8  
43

昭和十八年六月刊行

諸民  
必携  
條例規則要書附錄

發兌  
京都  
律書房

CZ  
5  
0229

特53  
305

目 錄

- 第 壹 ●太政官布達第七號 電信取扱規則
- 第 貳 ●太政官布達第八號 電信切手十種
- 第 三 ●太政官布告第八號 電信條例
- 第 四 ●太政官布達第九號 海外電報料
- 第 五 ●太政官布告第十號 醬油稅則
- 第 六 ●太政官布告第十壹號 菓子稅則

諸民 必携 條例規則要書 附錄

●太政官布達第七號

電信取扱規則別冊の通相定む

右布達候事

明治十八年五月七日

太政大臣公爵三條實美  
工部卿伯爵佐々木高行

電信取扱規則

第一章 電報

第一條 官報と各官廳の公信并締盟國の大臣長官陸  
海軍將帥公使及領事の通信と云ふ 但商人にして領事を

兼ねる者より發出せる電報之在官者宛て且公務に關するものに非ざれば官報と爲さず

第二條 局報との電信事務に關し電信局及中央局并分局相互に送受する通信と云ふ

第三條 私報とは官報局報を除くの外諸般の通信と云ふ

第四條 發信人は條例第二條に記載したる各級の電報を單用し又は併用をすることを得

第五條 至急電報は通常電報より先に傳送し同種類の電報の發信局に於て受托の前後に由り中繼局に於ては受信の順序に従て傳送するものとす

第二章 電報書法

第六條 電報に用ふる文字及數字ハ莫爾斯字號に翻書せること得べきものに限る

第七條 莫爾斯字號を如し

片假名及數字

イ	—	ロ	—
ハ	—	ニ	—
ホ	—	ヘ	—
ト	—	チ	—
リ	—	又	—
ル	—	ヲ	—

羅馬文字及亞刺比亞數字  
ローマ文字 アラビア數字

歸除線  
きりぞきせん

九 七 五 三 一  
ハ 濁點  
たぐてん

零 八 六 四 二  
〇 半濁點  
はんたぐてん

四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇

〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇

括弧 ( )	句讀點 ●	和文句讀點及記號	歸除線 /	9	7	5	3	1	y	w	u	t	r	p	o	n	l	j	h	f	e	c	ā	ā
— — — — —	● — — — — —	— — — — —	— — — — —																					
小括弧 [ ]	新章			0	8	6	4	2	z	x	v	u	s	q	ō	ū	m	k	i	g	è	d	b	ā
— — — — —	— — — — —																							

歐文句讀點及記號

終点 ● ..... 讀 .....  
.....

小讀 ..... 重点 : .....  
.....

問標 ..... 感符 .....  
.....

略符 ..... 新章 .....  
.....

連續点 ———— 括弧 ( ) .....  
.....

轉倒句讀 ..... 字下線 .....  
.....

略符號

至急官(私)報 ..... DR  
.....

追尾電報 ..... ES  
.....

改追尾電報 ..... RF  
.....

同文電報 ..... MT  
.....

照校電報 ..... FG  
.....

受信電報 ..... CR  
.....

返信料前納電報 ..... RP  
.....

局待 ..... WT  
.....

親展 ..... OL  
.....

郵便配達 ..... PP  
.....

書留郵便配達 ..... LR  
.....

別使配達 ..... KP  
.....

第八條 普通辭とは和文は片假名歐文は羅旬語又は常に通用する歐洲國語にして其意味の通解し易きものを云ふ但電報新書及電報新編に依り語辭は代用せる數字を以て書したる電報は普通辭と看做すべし

第九條 秘辭とは普通辭非ず文字又は數字に孤立或く聯集して其意味の通解し難きものを云ふ

第十條 隱語とは每語には通じべき意味あるも作文全體に於て通解し難きものを云ふ

第十一條 普通辭中秘辭を用ひたるは括弧を以て秘辭の前後を圍むべし

第十二條 秘辭を用ひたる私報には文字と數字とを混用すべからざ

第十三條 普通辭を用ひたる和文又と數字混用することを得

第十四條 和文には普通秘辭隱語を間はす第十五條の場合を除くは外は亞刺比亞數字を挿入すべからざ

第十五條 和文には歐字及之に附屬したる亞刺比亞字を挿入することを得 但し小括弧を以て之を區別すべし

第十六條 受信人の住所氏名は着信地に於て配達し易き爲



め 詳かに之を肩書せし若し町村名等他に類似の地名  
あるものは府縣名又は國名及郡區名を記せし但説明を  
要するも贅語を用ふべからず

第十七條 宛名の不十分より起りたる損失は總て發信人の  
負擔たるべき

第十八條 受信人の住所氏名は豫め電信局と約定して界號  
を常用とすることを得

第十九條 第七條に記載したる略符號の賴信紙中受信人は  
名下に記すべし若し普通の文字を以て記したるときは發  
信局に於て之を略符號に改書するものとす

第二十條 發信人の賴信紙中記したる略符號判然とらざ  
るものは都て通常電報と爲して取扱ふべし

### 第三章 字數計算

第二十一條 和文電報乃住所氏名は字數を算入せず歐文電  
報の住所氏名は語數に算入す

第二十二條 和文中濁点半濁點と附したる文字は之を二字  
に計算とす

例 パ ニ字 ヒニ字

第二十三條 和文中に用ひたる數字歸除線句讀點及第十五  
條に記載したる歐字及之に附屬したる亞刺比亞數字は其

一字又は一個を片假名カタカナ一字に計算すべし

例 八八三六 數字歸除線合せて五字

セキタンサン、ヒヤクエン 文字句讀点合せて十二字

セキタン。サンヒヤクエン 同

「セウクワウコLOGO」 小括弧歐字及亞刺比亞數字合せて八字

第二十四條 和文中に用ひたる括弧及小括弧は之を片假名

二字に計算すべし

第二十五條 歐文は一語の聯綴れんてつ十五字を超こぬざるものは之

を一語に計算し十五字を超こえたるものは又之を一語に計

算すべし

第二十六條 歐文中文字又は數字の孤立したるものは之を

一語に計算すべし

第二十七條 歐文中聯記れんきしたる數字五個を超こぬざるものは

之を一語に計算し五個を超こぬたるものは又之を一語に計

算すべし

第二十八條 歐文中順序數を作る爲め數字に加へたる文字

は之を數字一個に計算すべし

例 一二三 一語「數字文字合せて四個」

123 二語「全六個」

第二十九條 歐文數字中用ひたる分點讀点及歸除線は

一箇を一字に計算すべし

例 4456 一語「數字分數点合せて五箇」

44560 二語「數字讀點合せて六箇」

5101 二語「數字歸除線合せて六箇」

第三十條 歐文中に記入したる句讀諸點連續點畧符新章は之を語數に計算せむ但此記號と必しも傳送するを要せず

第三十一條 歐文中連續點を以て繋ぎふる辭及略符を以て分ちたる辭は其分辭毎又一語又計算すべし

例 Weston's supreme 三語

New-York 二語

I've 二語

第三十二條 歐文中字下線を毎語に引き又は二語以上に繋げて引くときは一個を一語に計算すべし

例 The matter is urgent 七語并字下線二個合せて

leave at once 九語

第三十三條 歐文中に用ひたる括弧轉倒句讀は之を一語に計算すべし

第三十四條 歐文普通辭中秘辭の雜りふるものゝ其普通辭は通常の例を以て之を計算し數字又は文字の聯集たるものは數字の例に依て之を計算し第八條に記載したる國

語に非ざる語辭は文字の聯集と看做して之と計算すべし

第二十五條 歐交中國語の用法に反して語辭の聯綴したる

もの若くは省略したるものは普通辭の例を以て計算せる

ことを得ざ然れども府縣名地名其他官位氏名等及文字に

て記載したる數目の發信人にて之を顯明にせる爲め用ひ

たる語數よ因て計算すべし

第三十六條 第七條に記載したる零符號は和文の二字歐文

は一語に計算すべし

第四章 電報料及手数料

第三十七條 國內「一市内及壹岐對馬を除く」と通ずる電報

料左の如し

一和文 片假名十字以内「一音信」金十五錢（十字以内

を加ふる毎よ金十錢を増す）

一歐文 一語毎に金十錢（五語以内之總て金五十錢と

す）

第三十八條 一市内に發着する電報料左の如し

一和文 片假名十字以内「一音信」金五錢（十字以内と

加ふる毎よ金三錢を増す）

一歐文 一語毎に金三錢（五語以内の總て金十五錢と

す）

第三十九條 至急官報の電報料は通常電報料の二倍とす

第四十條 至急私報の電報料は通常電報料の三倍とす

第四十一條 追尾電報料は追尾一回毎に原信電報料の半額はんがくと増す

第四十二條 同文電報料の原信と除くの外一通毎に和文の金五錢歐文の金十五錢とす

第四十三條 照校電報料せうこうの原信電報料の半額を増す

第四十四條 受信電報料と和文の一音信歐文の五語の料金を増す

第四十五條 電報料に一錢未滿の端數たんすうを生じたるるとき其端數の切捨るものとす

第四十六條 歐文電報の住所氏名の略號常用料の一ヶ年正貨拾圓とす

第四十七條 條例第三十條の電報受取證書の手數料の金三錢とす

第四十八條 條例第三十九條の別使配達料は九丁毎に金三錢とす

第四十九條 條例第三十九條の船配達料はしびと金貳拾錢とす

第五十條 條例第四十六條の原信正寫せいしやの手數料は和文百字以内毎に金貳錢歐文百語以内毎に金拾錢とす

第五十一條 料金の還付くめんがを請求せるとは不達ふたつに係るものは着信局又は受信人の書面を添へとへうち誤謬ごむ遅延ちえんに係るものは受信人よ到達せたる電報の原書と添へ發信人より電信局長に申立べし

但時宜に依り受信人より申立ることを得

第五十二條 電報遅延の申出は郵便にて遞送せる時日より後れて届先に達したるものに限るべし

第五十三條 料金を還付せるとき前に電信切手又は郵便切手と以て納なめたるものは電信切手にて還付し通貨を以て納めたるものは通貨にて還付すべし

第五十四條 同文電報の内若干通の料金を還付するときは原信の料金及通數に因て収入したる料金と併せ之を總通數にて除算し其得數を以て還付せべき一通の額とすべし

第五十五條 料金の追納方を通知したるとき其通知の日より七日以内「郵便往復の日數を除く」に納むべし此期限を過まるときは條例第十八條に依て處分せべし

第五十六條 發信人又は受信人より料金を追納せるときは電信中央局又は分局の追徴證書を據り電信切手若くは通貨を以てすべし又郵便切手を以て電信切手に代用することを得べき地に在ては郵便切手を以てせよことを得

但し其通貨又は郵便切手は電信中央局及分局に於て電信切手に換ゆるものとす

第五章 電報發送

第五十七條 發信人は報一通に三名まで連署せることを得

第五十八條 受信人の便利を圖り電報を信中央局又は分局に預け置かんとするときは其局宛となすも妨げなし

第五十九條 電報の受取證書には其手数料に當る電信切手を貼付し且消印して交付をべし

第六十條 郵便にて電報を發出せるときは電報文と郵便切手とを合封し其近傍の電信分局へ宛て之を差出をべし

第六十一條 郵便にて發出したる電報にて閉局後に受取りたるものは翌日開局の時傳送の手續をなすものとす

第六十二條 發信人速に返信を望み發信局に在て之を待つときは其局待の略符號を以て指定をべし

第六十三條 發信人電報の受信家へ到達する時他人の披見することを憚るときは親展の略符號を以て指定すべし

第六十四條 別使を以て配達すべき電報と別使配達の略符號を以て指定すべし

第六十五條 別使を以て配達すべき電報にして發信局に於

て里程リ分時ハならざるハときは發信人に豫算の金額を納めしめ着信局に於て實地の調査をなし過剩くわらゆうあらば發信人に還付し不足ふそくあらば受信人より徴収すべし。

第六十六條 郵便を以て遞送すべき電報の郵便又は書留郵便の略符號を以て指定すべし但別配達郵便は之を取扱は

第六十七條 艦船宛の電報にして舢艀かんせんめいを以て配達すべし

第六十八條 艦船宛の電報にして別使を以て配達すべきものは舢艀配達并別使配達の略符號を以て指定すべし

第六十九條 艦船宛の電報として舢艀配達じゆうさいの指定なく實際舢艀を要するときは其舢艀料を受信人より徴収すべし

第七十條 嶋嶼たうま配達てんぱんの報は着信局より一里内外いちりないわいより拘かへらるべし別使又の郵便を用ふべきに依り何れか其略符號を以て指定すべし

但其記入きなきものを先拂郵便を以て遞送すべし

第七十一條 島嶼たうまの別使配達料の水陸とも實費を徴収すべきに依り發信人より豫算の金額を發信局へ納むべし其過くわ不足ふそくは第六十五條に依り處分すべし

第七十二條 電報の着信局に於て受信したる順序に依り配



達をべし

第七十三條 電報は送達紙に記して配達をべし

第七十四條 受信人に配達する送達紙に無手数料にて其

發信局名及依託の月日時分按記するものとす

第七十五條 送達紙に記載したる宛名の者他所へ移轉し其

居所分明なるもの一里を超ゆるときは別ニ手数料を要

せずして配達をべし一里を超ゆるときは郵便を以て遞送す

べし

第七十六條 條例第三十四條に依り受信人豫て電報を受取

るべき人名を指定するときは其旨書面を以て申出置くべし

し

第七十七條 電信中央局又は分局ニ預り置き及留置く電報

は其發信人及受信人の住所氏名を詳記して七日より少な

からざる間其局前に掲示をべし

第六章 至急電報

第七十八條 官報私報を問はず通常電報に先ちて傳送を要

するものは至急電報の略符號を以て指定すべし

第七十九條 至急電報にして返信料を前納し其返信も至急

電報と爲るときは至急電報の略符號の次に「ヘンシンシ

キウ」と記をへし

## 第七章

## 追尾電報

第八十條 發信人<sup>あらわし</sup>豫め受信人の轉居又は旅行等を知りて電報或追送せんとするときは追尾電報の畧符號を以て指定すべし

第八十一條 追尾電報の第一着局以外の料金は受信人より徴収せし

但一市内にて追送するものは料金を要せず

第八十二條 追尾電報の賴信紙より追尾せべき受信人の居所を逐次に記せし

第八十三條 追尾電報の略符號あるも追尾すべき居所を逐

次に記せざるものにして若し受信人不明のとき更に追尾すべき居所を知ることが得たるときは追尾せし若し追送せべき居所不分明なるか又は之を追送するも受信人を尋得ざるときは電報を留置くべし

第八十四條 追尾電報の略符號ありて且追尾すべき居所を逐次に記したるものい受信人に達するまで逐局之を傳送し若し受信人を尋得ざるときは其終尾の局に於て前條に依て之を取扱ふべし

但追尾電報の本文は固より一字も省略せし逐局之を傳送せ然れども逐書したる居所は其當りに送るべきもの

のみを存し已に経過せしものは之を削除せべし

第八十五條 追尾の指定なき電報にても受信家の者より之を追尾電報と爲すときは更に改追尾電報の略符號を以て指定し之を逐局傳送することを得

第八十六條 追尾電報にして其返信料を前納せるとき追尾電報の略符號の次に返信料前納の略符號を記し第一着局までの返信料を前納せへし

第八十七條 返信料を前納したる電報を更に追尾電報と爲すときは返信料前納の略符號の次に改追尾電報の略符號を記せべし其着信局に於ての第一着局までの返信料を受

信人に交付せ

第八十八條 何人<sup>次に</sup>にても電報の配達と受る所の電信分局へ移轉等の事由を書面にて申出置其電報の到着次第追尾電報の規則により再送を受んと請求することを得此電報の着信局に於て更に改追尾電報の略符號を以て指定し移轉の居所所在の着信局へ追送せべし

第八十九條 追尾電報を着信局より一里を超へたる地に遞送せるときは先拂郵便を用ひ其の送達紙中に電報料及郵便税の金額を記し之れを追徴せ

第九十條 受信人よ配達する追尾電報の送達紙には第一發

信局の局名月日時分を記するものとす

第九十一條 追尾電報を傳送したる後受信人の所在不分明

よて配達を得ざる時又は受信人より追尾料金を出すことを拒むときは其追尾依托人に事實と報じて其料金を追徴せしめし

第八章 同文電報

第九十二條 發信人より同時同文の電報を一市内又同一市内に非ざるも着信局と同くする地方に住して居所と異にせる數名へ差出さんとするときは同文電報の略符號を以て指定すべし

第九十三條 同文電報の頼信紙又は初筆の受信人の名下に

略符號と受信人の員數を記すべし

第九十四條 同文電報と原信一通に定則の電報料を課し其餘は一通毎に同文電報料のみを課するものとす

第九十五條 照校電報を同文電報と爲るときは同文電報の略符號の次に照校電報の略符號を記すべし其電報の原信一通は照校電報料を課し其餘は同文電報料のみを課するものとす

第九十六條 受信電報を同文電報と爲るときは同文電報の略符號の次に受信電報の略符號を記し同文電報料の外其

通數つうすうに應おつじ受信電報料を納むべし

第九十七條 同文電報の發信人<sup>二</sup>於て送達紙各通<sup>一</sup>受信人の連名れんめいを記せることを請求せざるときハ一通毎ごとに一名のみを記するものとす故<sup>レ</sup>之を請求する者は同文電報の畧符號の次に「レンメイ」と記すべし

第九十八條 住居ぢゆうきよを同くする者に宛あてたる電報にても同文電報と爲なるに非あらざれば電報一通に三名を超こゆる連名と記せることを得ず

第九十九條 同文電報を送達するに或あるハ郵便を以てし或ハ別使べつつかいを以てせる等各配達の方法を異ことにせるものは受信人の名下めいかけに一々郵便配達若もくは別使配達べつつかいの畧符號を以て指定すべし

第九章 照校電報

第一百條 發信人に於て電報中字句の誤謬ごべうを豫防よぼうせんとする時は照校電報の畧符號を以て指定すべし

第一百一條 照校電報は各局傳送てんとうの際全文と校正せるものとす

第一百二條 返信料へんしんりょうを前納したる照校電報にて其返信も亦照校電報と爲なるときハ照校電報の略符號の次に「ヘンシンセウカウ」と記すべし

第十章 受信電報

第百三條 發信人電報の正まことに受信人に到達せしや否やの報はら知ちを受けんとせるときは受信電報の略符號を以て指定すべし

第百四條 受信報知を要いふする電報の發信人に受信人の電報を受取りたる時刻と報知をべし

第百五條 受信電報は其原信の種類しゆるふに依よつて之を傳送すべし

第百六條 受信報知を要する電報を受信人に配達する能あたはざるときは着信局に於て先づ發信局に其旨の局報を送るべし然しかる後電報を配達することを得たるときは直に受信

電報を送るべし若し局報を送りたる後二十時を過こぐるも尙なほ配達する能あたはざるときは更に其事由を確報をべし

第百七條 受信報知を要する電報にして其着信局より受信人へ別使べんづかひ又の郵便を以て配達すべきものは受信電報の略符號の次に別使配達若くは書留郵便配達せしの略符號を記すべし 其郵便を以て配達すべきものは郵便局へ付托おたくせし時刻ときを答報こたへす

第百八條 發信人配達區外に居住するに依り別使又の郵便を以て受信電報の配達を得んとするときは頼信紙たんまつの端未はなに「別使」又「郵便」と記し其別使料又の郵便税を前納

べし

第十一章 返信料前納

第百九條 發信人に於て受信人より納むべき電報料を前納して返信を受けんとするときは返信料前納電報の畧符號を以て指定すべし

第百十條 一音信又ハ五語を超えて返信料を前納せるときハ返信料前納の畧符號の次ニ其字數又ハ語數を記すべし

例 和文(ナツ二〇)

・ 歐文 (RP 6) 又ハ (RP 10)

第百十一條 返信料ハ原信料の三倍に超えて前納せるとき

ヲ得ズ又歐文五語未滿の料金を前納せるときを得ズ

第百十二條 返信の爲め前納する料金は通貨を以てするも

妨なし 但着信局に於ては此料金に當る電信切手を以て

電報と共に受信人に交付すべし

第百十三條 返信料前納の電報を受信人に交付すること能

はず又は受信人に於て返信料を受領するよとを拒むときは

其旨を着信局より電報を以て發信局を経て發信人に

報知し其報知の電報は返信の代と看做して前納したる金

額を收入すべし 但和分一音信以上歐分五語以上ハ料金

を前納したるものは一音信若くハ五語文を納めて其餘ハ

●大政官布達第八號

電信切手十種別紙見本の通發行を

右布達候事

明治十八年五月七日

太政大臣公爵三條實美  
工部卿伯爵佐々木高行

を得る又歐文五語未滿みまんの料金を前納することを得ず

第一百十二條 返信の爲め前納する料金は通貨つうかを以てするも

妨なし 但着信局に於ては此料金を當る電信切手を以て

電報と共に受信人に交付かうかすべし

第一百十三條 返信料前納の電報を受信人に交付することを能あた

はず又は受信人に於て返信料を受領じゅりやうするよとを拒こたむとさ

は其旨を着信局より電報を以て發信局を経て發信人に

報知ほうちし其報知の電報は返信の代かはりと看做みかして前納したる金

額しうにかを收入しうにかをべし 但和分一音信以上歐分五語以上は料金

を前納したるものは一音信若くは五語文を納なめて其餘の



べし

第十一章 返信料前納

第九條 發信人に於て受信人より納むべき電報料を前納して返信を受けんとするときの返信料前納電報の畧符号を以て指定すべし

第十條 一音信又の五語を超えて返信料を前納するとき

の返信料前納は畧符号の次より其字數又の語數を記すべし

例 和文(ナツ二〇)

・ 歐文(RP 6)又の(RP 10)

第十一條 返信料の原信料の三倍を超えて前納すること

を得る又歐文五語未滿の料金を前納することを得る

第十二條 返信の爲め前納する料金は通貨を以てするも

妨なし 但着信局に於ては此料金を當る電信切手を以て

電報と共に受信人に交付すべし

第十三條 返信料前納の電報を受信人に交付すること能

はず又は受信人に於て返信料を受領するあとを拒むとき

は其旨を着信局より電報を以て發信局を経て發信人に

報知し其報知の電報は返信の代と看做して前納したる金

額を收入すべし 但和分一音信以上歐分五語以上は料金を

を前納したるものは一音信若くは五語文を納めて其餘の

欠

MISSING

●大政官布達第八號

電信切手十種別紙見本の通發行を

右布達候事

明治十八年五月七日

太政大臣公爵三條實美  
工部卿伯爵佐々木高行

●太政官布告第八號

電信條例別冊の通改定し明治十八年七月一日より施行す

但明治七年<sup>九</sup>月第九十八號布告十二年<sup>五</sup>月工部省第九號布達

其他本條例に抵觸する従前の布告布達は右施行の日より

廢止を

右奉 勅旨布告候事

明治十八年五月七日

太政大臣公爵三條實美  
工部卿伯爵佐々木高行

「電信條例」

第一章 電報

第一條 凡そ電報を別て三種と爲す

欠

MISSING

比面數字を用ふべし

第七條 電信局長に於て私報に用ふる秘辭隱語の解譯又は  
其台符原本を要するときの之を差出すべし

第三章 電報料

第八條 凡そ電報料は國內を通じて同一と爲す 但し一市  
内及び壹岐對馬に發着するものは此限にあらざ

第九條 電報料及び手数料の金額は別に布達を以て此を定

む

第十條 電報料及び手数料は電信切手を以て納むるものと  
そ其切手は賴信紙に貼付すへし 但し受信電報料の前納

及び尋問電報料の假納は貼付するの限にあらざ

第十一條 電信中央局及び分局並お電信切手賣下所の設け  
あらざる地より郵便に付して電報を發出するときは郵便

切手を以て電信切手に代用することを得其郵便切手は賴  
信紙に貼付せざるもほとす

第十二條 電報料及び手数料に用ひたる電信切手の電信中  
央局及び分局に於て消印すべし

第十三條 電報料及び手数料は過納あるも已に電信切手に  
消印したる後之を還附せざ未だ傳送せざる電報と返還  
せるとき已に消印したるもの亦同じ

第十四條 第四條に據りて送らるべき電報の送らるべき時、其既に納めたる料金を還附す。

第十五條 電報取扱の滞り、或は甚しく遅延し若くは到達せざるものは其料金を還附す。照会電報として傳送の際誤謬を生じて其期辨を誤きたること判然たるもの亦同し。

第十六條 料金を還附の請求の發信は附より六十日以内に電報局長に申出べし。此期限が過ぎたる時は一切之を受理せず。

第十七條 電報料及び手数料に不足あるときは電信中央局及び分局に於て其電報を傳送せざるも其不足の料金二倍を發信人より追納せしむべし。

第十八條 發信人又は受信人より納むべき料金を七日以内に徴收し難きときは發信人の納めざるものは受信人より受信人の納めざるものは發信人より徴收すべし。

第四章 電信切手

第十九條 電信切手は日本政府に於て發行せしものとする。

第二十條 電信切手は電報料及び手数料納済の證となすものとする。

第二十一條 電信切手を賣る者は電信局長の免許を受け電

五十一

信切手賣下所の標札を掲ぐべし

第二十二條 電信切手は電信中央局及分局並電信切手賣下所の外に於て賣買すべからざ

第二十三條 電信切手と其額面より低價を以て賣るべから

第二十四條 返信電報料は前納及尋問電報料の假納に充つ

る電信切手並電信切手に代用する郵便切手を賴信紙に貼付しゝるものは各其効用を失ふ

第二十五條 電信切手の汚斑毀損又は不明瞭なるものは其効用を失ふ 但其未だ使用せざるもの限り二人以上の

證人を立て其原由を證明したるときは電信中央局及工部卿の告示と以て定めたる分局に於て定價十分二減にて買戻すべし

第二十六條 電信中央局及工部卿の告示と以て定めたる分局に於て四枚以上連續したる電信切手を其所持人の請求より定價十分一減にて買戻すべし

第五章 電報發送

第二十七條 電報の傳送は電信中央局及分局に於て之を管するものとす

第二十八條 電信中央局及分局の廢置並開局時間は工部卿

之を告示すべし

第二十九條 電報を依託する時間の開局時間に属すべし

但至急官報の此限におらず

第三十條 發信人の請求あるに非ざれば電報の受取證書を

交付せざるを請求するときは其手数料を納むべし

第三十一條 官報の官廳又の官吏の印を押捺すべきものと

を但官報するの確證のあるときは此限にあらざ

第三十二條 官報の原信を證據として差出るときは其返信

を官報として發送することを得

第三十三條 電信中央局及分局に於て私報の發信人たるの

證據を要するときは其發信人の頼信紙の端末に署名捺印を

すべし

第三十四條 電報の其宛名の家又は本人に之を配達すべし

但受取るべき人名の指定あるもの此限にあらざ

第三十五條 電報を受取たる者は電報受取紙に時刻を記入

し記名の下に捺印し直に之を配達人に交付すべし

第三十六條 宛名の家又は本人に屬せざる電報の配達を受

取たる者は其由を附箋し直に之を着信局に送付すべし

其電報を誤て開封したる者は更に封緘し其事由を副書と

すべし



第三十七條 電信中央局及分局より一里を超はざる地に配達せる電報は、手敷料を要せず。但別使配達島嶼記達解船、配達之此限にあらざり。

第三十八條 電信中央局及分局より一里を超はたる地へ配達せる電報にして發信人より其配達方を指定せざるものは先拂郵便を以て遞送せべし。

第三十九條 郵便にて遞送する電報は其の郵便税を納むべし。別使又には解船を以て配達する電報は手敷料を納め島嶼に配達せる電報は實費を納むべし。

第四十條 受信人に配達し能はざる電報は着信局に留置さる。本人或は其委任を受けたる代人より請求するときは之を交付せべし。若し着信の日より六十日以内請求せる者ならざるときは之を没書となせべし。

第四十一條 未だ傳送せざる電報の其發信人たるは證據を以て返還を請求する。これに之を還付せることあるへし。

第四十二條 電報の傳送より生じたる損失又は異議あるは電信局は一切其責に任せせ。

第六章 尋問改正

第四十三條 受信人電報の字句に疑惑ありて尋問を要するときは其電報を受取りたる二十四時以内に之を請求する。

ことを得 但其料金を假納かりかひをべし 電信中央局及分局に於ては其請求せいきうに應じ電報を校正こうせいし通信上に誤謬ごべうなきときは假納の料金を收入しゆにふし若し誤謬あるときは之を還付すべし

第四十四條 發信人電報の字句を改正を要するときは其電報を低托ひたくしたる時より七十二時以内より之を請求せることを得 但發信人たるの證據を差出さしだをべし

第七章 閱覽正寫

第四十五條 發信人又の受信人の電報發着の日より三十日以内に本人又の其代人たるの證據を以て發着局に於る原

信の閱覽はつらんを請求することを得 又其原信に相違さうゐなきの證據ある正寫せいしやを請求することを得 其期限を過ぎたるときは更に六十日以内に之を電信局に請求せることを得 此期限を過ぎるときは一切之を許さず原信の正寫を請求せるときは其手数料を納むべし

第八章 電機私設

第四十六條 凡電氣の機器を以て通信傳話及號報ごうほうとなさんとする者は工部卿に願出べし

第四十七條 私設の電線は官設の電線でんせんあらざる地に於て一人又の兩人の用に供するものに限る許可するものとす

但傳話又ハ鐵道の用に供するも又は官設の電線ある地ニ於ても許可をすることあるべし

第四十八條 電線私設の許可を得たる者は電信局に於て定めたる規約に従ふべし

第四十九條 私設の電線は最寄電信分局に連續設置をべし但傳話又は鐵道の用に供するものは此限をあらす

第五十條 私設の電線は他人の電報を傳送するよとを許さず

第九章 海外電報

第五十一條 海外電報ハ同盟諸國の會議を以て定むる所の万国條約書に據りて取扱ふべし

第十章 罰則

第五十二條 第七條を犯したる者の五圓以上五十圓以下の罰金に處せ

第五十三條 第二十二條第二十三條を犯したる者は二圓以上五十圓以下の罰金に處す

第五十四條 第三十五條第三十六條を犯したる者の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第五十五條 第四十六條を犯したる者は二圓以上百圓以下の罰金に處し其機器を沒收す

第五十六條 第四十八條第四十九條を犯したる者の二圓以

上十圓以下の罰金に處し其情狀に依り電線私設を禁止せ

第五十七條 第五十條を犯したる者は二月以上二年以下の

重禁錮に處し五圓以上十圓以下の罰金を附加し其機器を

沒收せ

第五十八條 電線を切斷せせと雖も電氣を吸引し易き物を

纏繞して不通に致し若くは其効力と妨害したる者と二ヶ

月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰

金を附加せ

第五十九條 疎虞懈怠より因り電信の器械材木條線を損壞切

斷して電氣を不通に致し或は其効力を妨害したる者は二

圓以上十圓以下の罰金に處す 其水底電信線に係るとき

は五圓以上五十圓以下の罰金に處せ

第六十條 電信の柱木條線に紙鳶を懸け若くは瓦礫其他の

雜物を抛り又之柱木及び測量標木に獸畜を繋ぎ若くは貼

紙し或書し又は柱木の記號及測量標木を毀棄汚穢したる

者は五錢以上一圓九十五錢以下の料料に處せ

第六十一條 政府の指定したる水底電信線路内に於て艦船

或繫泊し又ハ漁業採撿を爲し土砂と掘鑿し又は電信線り

號標に舟藻を繋ぎ又ハ其號標を毀棄したる者の五圓以上

十圓以下の罰金に處せ

百圓以下は 金に處す 政府の指定したる電信船乃號標  
距離内に於て前項の所爲を行ふ又航行したるもの亦  
同じ

第六十二條 偽計又ハ威力を以て電報の傳送配達及架線其  
他の工事を妨害し若クハ之を阻止したる者ハ二月以上二  
年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加  
す

第六十三條 己意に屬せざる電報を開封し若クハ使用し或  
ハ毀棄汚穢抑留隱匿し若クハ受取人に非ざる者に交付し  
及其情を知て之を收受したる者ハ一月以上二年以下の重

禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第六十四條 電信切手と偽造變造し又ハ其情を知て之を使用  
したる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十  
圓以下の罰金と附加す

第六十五條 已に貼用したる電信切手を再び貼用したる者は  
二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第六十六條 電信事務を奉ぜる者前數條の罪と犯したる時  
は各本刑に照し一等を加ふ

第六十七條 電信局長の許可を得ずして通信室に入りたる  
者は二圓以上二十圓以下罰金に處す之を入れたる者は一等

を加ふ

第六十八條 電信事務を奉ずる者私報の旨意を漏洩したるとき三月以上二年以下の重禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金と附加す 但し法律規則に従ひ開拔証明せるとき此限にあらず官報及局報の旨意を漏洩したる者と一等を加ふ

第六十九條 電信事務を奉ずる者親信紙に貼用したる切手と剝取たるときは一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上三十圓以下の罰金と附加す 其未だ消印をなさない切手と剝取たる者は刑法竊盜の本條に照して處斷す

第七十條 電信事務を奉ずる者故なくして通信の依託を拒みたるときは四圓以上四十圓以下の罰金と處す

第七十一條 疎虞懈怠に因り電報を遺失し又ハ傳送配達を延滞したる者は一圓以上一圓九十五錢以下の料料と處す

第七十二條 配達人謝儀若くは不當の賃錢と要求しあるときハ五十錢以上一圓九十五錢以下の料料に處す

第七十三條 第五十八條第六十二條第六十四條第六十五條に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者は刑法未遂犯罪の例に照して處斷す

第七十四條 第六十四條第六十五條第六十九條に記載したる

罪を犯し輕罪ケイサイの刑に處したる者は六月以上二年以下の監視カンシに附す

●太政官布達第九號

壹岐對馬及朝鮮國に發着する電報の料金并に海外電報の國內傳送料金別紙の通相定む  
右布達候事

明治十八年五月七日

太政大臣公爵三條實美  
工部卿伯爵佐々木高行

一 壹岐對馬及朝鮮國に發着する電報一音信の料金左の如し

	郷の浦分局	嚴原分局	釜山分局
内地各分局	正 三拾錢	正 五拾錢	正 六拾錢
長崎分局	正 貳拾錢	正 四拾錢	正 五拾錢
郷の浦分局		正 廿五錢	正 五拾錢
嚴原分局			正 三拾錢

一 壹岐對馬及朝鮮國に發着する電報の和文片假名七字歐文の一語を以て一音信とす片假名七字又滿たざるもの亦同

一 壹岐對馬及朝鮮國に發着する電報和文の受取人の住所氏名を字數に算入せず歐文の發信人受取人の住所氏名共に字數に算入せ

一 前二項の外日本朝鮮兩國間の電報の總て電信萬國條約書に依て取扱ふものとす

一 海外電報に日本語を用ふるときは羅馬字を以て書載すべし

一 海外電報の國內(壹岐對馬を除く)傳送料金の何地より發するを問はず一語毎に正貨貳拾錢とす長崎以外の傳送料金の海外各國に於て定むる所に依る



一 壹岐對馬及朝鮮國釜山浦より海外へ發する電報長崎迄一  
語乃料金左様如し

郷の浦長崎間正貨三拾錢	嚴原長崎間正貨六拾錢
釜山長崎間 正貨六拾錢	

其餘の海外電信表に依り收むべし

●第拾號

醬油税別紙の通制定し明治十八年七月一日より施行を

但東京府管轄伊豆七島小笠原函館縣沖繩縣札幌縣根室

縣は當分之を施行せず

右奉 勅旨布告候事

明治十八年五月八日

太政大臣公爵二條實美  
大藏卿伯爵松方正義

「醬油税則」

第壹條 凡そ醬油溜りを併稱すを製造して營業せんと欲  
する者其旨管廳に願出製造場一箇所毎に免許鑑札を  
受くへし

第貳條 免許を受けたる者は左の通營業稅及び造石稅を納むべし

營業稅 製造場一箇所に付一箇年金五圓  
造石稅 製造高一石に付金壹圓

第三條 免許鑑札を失却毀損せるか或は代替改名轉居せしどきの管廳に届出其再渡又の書換を請ふべし

第四條 醬油製造人廢業するどきの管廳に届出免許鑑札を還納すべし

第五條 免許鑑札の貸借賣買及び譲受讓渡と爲すことと得べし

第六條 營業稅は一箇年を二期を分ち前半年分の其年一月三十一日限後半年分は同く七月三十一日限之を納むべし  
但新に開業せる者は免許鑑札と受くるとき其半年分の營業稅を納むべし

第七條 造石稅は左の期限に從ひ之を納むべし  
但廢業せる者の其節之を納むべし

第一期 五月三十一日限 一月一日より四月中検査済  
石數に係る稅額

第二期 九月三十日限 五月一日より八月中検査済  
石數に係る稅額

第三期 翌年よくはん一月三十一日限 九月一日より十二月中

検査済石數に係る稅額

第八條 醬油せいせいと製成のちの後五日以内に管廳に届出検査を受く  
へし

第九條 廢業の際未製成の醬油を所持する者は其節管廳より  
届出検査を受け其石數に就て納稅をへし

但之を同業者に寄渡つりゆし又は二箇所以上に於て製造せる  
者其一箇所以上を廢し尙ほ存する所の製造場に之を移  
る者は其旨届出製成の上其製成者に於て第八條に従ひ  
検査を受くへし

第十條 検査未済の醬油と検査既済の醬油とを混和こんくわする者  
は其混和の日より五日以内に其旨管廳に届出更に總石數  
を以て検査を受け納稅をへし

拾壹條 検査既済の醬油其造石納稅期内に非常の損害に  
罹りて廢棄に屬し若くは腐敗したるときは直に管廳より申  
出検査を受け該造石稅の免除を請ふことを得

第十貳條 外國に輸出せる醬油は輸出の節稅關に於て検査  
を受け置輸入港稅關の陸揚免狀若くは其他の證憑と爲  
るへし書類に在留領事の檢印を受け之を當初輸出の稅關  
に差出し其造石稅と相當する金額の下戻を請ふことを得

但造石税の下戻を受けたる醤油と再輸入したるときは  
更に其金額を納むべし

第拾三條 醤油製造人は左の帳簿を調製すべし

醤油製造原品買入帳

醤油仕込帳

醤油賣上帳

第拾四條 醤油製造用の容器は使用以前管廳に届出検査を  
受くべし

第拾五條 醤油絞<sup>しぼ</sup>り器械には主任官の封緘<sup>ふうせん</sup>を受け置使用す  
るときは其旨申出開封を請ふべし

但過誤<sup>くわご</sup>等にて封緘<sup>ふうせん</sup>を毀損<sup>たいそん</sup>しるときは直に管廳に届出  
更に封緘を請ふべし

第拾六條 醤油製造人は毎年一月三十一日迄に其年製造見  
込の石數並に其製造方法を管廳に届出へし新に開業せし  
者は免許を受けたる翌日より十五日以内に之と届出へし  
但見込石數の増減並に製造方法の變換<sup>へんくわん</sup>は其時々届出へ  
し

第拾七條 醤油製造に屬する倉庫<sup>くら</sup>納屋<sup>なや</sup>并に諸器械は營業免  
許を受けたるとき直に之を管廳に届出へし

但増減は其時々届出へし

第拾八條 醬油製造人は他の依託を受けて醬油を代造し又は同業者より非ざる者に醬油を製造せしむる爲の製造場貸すことを許さす

第拾九條 醬油製造人は自家用料に充る醬油と雖も此規則に從ひ検査を受け其造り税を納むべし

第貳拾條 醬油卸賣又は小賣を以て營業とする者は自家用料の醬油を製造せしむることを得ず

第貳拾壹條 醬油營業人に非ずして自家用料の醬油を製造せしむる者の同店の家族一人一人に付一箇平壹斗五升は割合を超ゆるべしと得ず

第貳拾貳條 醬油製造人の醬油仕込高並に仕込に屬する豆麥其他の原品及び營業に關する諸帳簿は主任官隨時之を検査せしむるべし

第貳拾三條 主任官に於て此規則に關し犯罪ありと認知し又は思料するときは其場所に立入り證憑取調の處分を爲すことを得 但其主任たるの證票を携帯せしむべし

第貳拾四條 第一條に違ひ免許鑑札を受けしめて醬油を製造したる者の五圓以上五十圓以下の罰金に處し仍ほ現在の醬油及び製造器械を沒收す既に賣捌たる者は其代金を追徴す第二十條に違ひ卸賣人小賣人に於て醬油を製造

したる者亦本條に據り處分す

第貳拾五條 醬油を隠蔽したる者は製成と未製成とに拘はらず其石數に相當する造石税三倍の罰金に處し仍ほ其犯罪に係る醬油及ひ容器を沒收し既し賣捌きたる者は其代金を追徴す 但し検査既済の醬油と検査未済の醬油とを混和して隠蔽したる者の其總石數に就て論ず

第貳拾六條 第八條第九條第十條の検査を受けずして醬油を賣捌貸渡讓渡又ひ自用したる者の其造石税の三倍に相當する罰金に處し仍ほ其代金を追徴す

第貳拾七條 第十八條に違ひ他の依託を受けて醬油を代造し又ひ製造場を貸しよる者又ひ第二十一條の制限を超えて醬油を製造したる者の三圓以上三拾圓以下の罰金に處し仍ほ其醬油及ひ容器を沒收す

第貳拾八條 第五條に違ひ免許鑑札を賣買貸借及ひ讓受讓渡しよる者第十三條に違ひ帳簿を調製せず若くは帳簿の登記を詐りたる者第十四條に違ひ検査を受けずして容器を使用したる者又ひ第十五條に違ひ開封を爲したる者の一圓以上二十圓以下の罰金に處す

第貳拾九條 第三條第四條第八條第九條第十條第十五條但書第十六條又ひ第十七條の届出を怠りたる者の一圓以上

一圓九十五錢以下の料料に處を

第三拾條 此規則を犯したる者には刑法に不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひず

第三拾壹條 醬油製造人の家族雇人にして其營業に係り此規則を犯したるときは其營業者に處罰を

●太政官布告第拾壹號

菓子税則別紙の通制定し明治十八年七月一日より施行す

但東京府管轄伊豆七島小笠原函館縣沖繩縣札幌縣根室縣は當分之を施行せそ

右奉 勅旨布告候事

明治十八年五月八日

太政大臣公爵三條實美  
大藏卿伯爵松方正義

「菓子税則」

第壹條 菓子營業者を分て左の三種とす

菓子製造人 菓子と製造し之を菓子營業者より賣渡そ者

を云ふ

菓子御賣人 菓子と買入れ之を菓子營業者に賣渡す者

を云ふ

菓子小賣人 菓子を需用人に賣渡す者を云ふ

第二條 菓子營業を爲さんとする者は管廳に願出營業鑑札を受くへし 但一人にて二箇所以上の營業場を設くる者又ハ二種以上の營業を兼ねる者は各別に營業鑑札を受くへし

第三條 菓子營業者自己又は家族雇人を以て仕入又は出賣を爲さんとするときは管廳に願出仕入鑑札又ハ出賣鑑札を受け各自之を携帶せへし

第四條 鑑札を受くるときは左の鑑札料を納むへし

營業鑑札料一枚に付 金貳拾錢

仕入鑑札料一枚に付 金拾錢

出賣鑑札料一枚に付 金拾錢

第五條 鑑札を失却毀損し又ハ代替改名轉居せしときは管廳に届出其再渡又は書換と請ふへし 但前條の鑑札料を納むへし

第六條 菓子營業者廢業するときは管廳に届出鑑札を還納すへし

第七條 鑑札は貸借賣買又は讓受讓渡を爲すことと得ず



第八條 菓子營業者ハ左の區別くべつに従したがひ營業税を納むへし

但二種以上の營業を兼ねる者そのせうがく其税額ねいの多きものに就つき

納税すへし

製造營業税

雇人十人以上ある者一箇年 金貳拾圓

雇人六人以上ある者一箇年 金拾五圓

雇人三人以上ある者一箇年 金拾圓

雇人二人以下ある者一箇年 金五圓

雇人なき者一箇年 金壹圓

卸賣營業税

雇人十人以上ある者一箇年 金貳拾圓

雇人六人以上ある者一箇年 金拾五圓

雇人三人以上ある者一箇年 金拾圓

雇人二人以下ある者一箇年 金五圓

雇人なき者一箇年 金壹圓

小賣營業税

雇人三人以上ある者一箇年 金七圓

雇人二人以下ある者一箇年 金三圓

雇人なき者一箇年 金壹圓

二種以上を兼ねる營業者の雇人は各種かくしゆを別わかれ之を合算あひさん

するものとして

露店ろてん又また呼賣よくりを業わざと爲なす者もの其營業稅げんぎやうぜいを免除めんじゆせ

第九條 營業稅げんぎやうぜいの一年いちねんを二期にきに分わかち前半年分ぜんはんねんぶんは其年一月

三十一日限さんじゅういちにちげん後半年分ごはんねんぶん同く七月三十一日限しちがつさんじゅういちにちげん之を納をさむへし

但新あらたに開業かいはうする者もの其營業稅げんぎやうぜい札しらを受うくるとき其半年分そのはんねんぶんの

營業稅げんぎやうぜいを納をさむへし

第十條 營業稅げんぎやうぜい前半年分ぜんはんねんぶん其年一月一日後ご半年分ごはんねんぶん同く七

月一日げついちにちの雇人やとひの現員げんいん又新あらたに開業かいはうする者もの其營業稅げんぎやうぜい札しらを受う

くるとき其現員そのげんいんに據より定さだむへし 但雇人やとひ増加さうかしたるとき

該期がいきの増稅ぞうぜいを納をさむへし

第十壹條 菓子製造人かしせいぞうじんの製造稅せいぞうぜいとして菓子賣上金かりあげ高たか百分ひゃくぶんの

五ごを左ひだりの期限きげんに從したがひ納をさむへし

第一期だいいち（一月一日いちがついちにちより六月三十日迄じゅうろくにんがち迄）

賣上金かりあげ高たかに係かる分ぶん其年八月三十一日限しちがつさんじゅういちにちげん

第二期だいに（七月一日しちがついちにちより十二月三十一日迄じゅうにがつさんじゅういちにち迄）

賣上金かりあげ高たかに係かる分ぶん翌年二月二十八日限しゅうねんにがつにじゅうはちにちげん

半年分はんねんぶんの賣上金かりあげ高たか三拾圓未滿さんじゅうげんみまんの者もの及および露店ろてん又また呼賣よくりを業わざ

と爲なす者もの其製造稅せいぞうぜいを免除めんじゆせ

第十貳條 菓子營業者かりあひぎやうしやと毎年一月一日七月一日しちがついちにち現在雇人げんざいの

員數しゆず氏名しめいを取調とらひしらへ其月十五日限しちがつじゅうごにちげん又新あらたに開業かいはうする者もの出願しゅつげん

のとき管廳に届出へし 但増員あるとき其時々之を届出へし

第拾三條 菓子製造人の毎年其製造高及び賣上金高を左の通管廳に届出へし 但露店又は呼賣と業と爲す者の此限にあらず

一月一日より六月三十日迄の分 其年七月十五日限  
七月一日より十二月卅一日迄の分 翌年一月十五日限

第拾四條 菓子製造人は菓子并其製造原品の賣買を帳簿に記載し置へし 但露店又は呼賣を業と爲す者と此限にあらず

第拾五條 菓子業者の帳簿倉庫營業場及び營業物品の主任官臨時之を検査することあるへし

第拾六條 主任官に於て此規則に關し犯罪ありと認知し或は思料せるときは其場所より立入り證據取調の處分を爲すことを得 但其主任たるの證票を携帯せへし

第拾七條 第二條に違ひ營業鑑札を受けしして菓子營業を爲したる者は五圓以上五拾圓以下の罰金に處し仍ほ現在の菓子及び製造器械を沒收す既に賣捌きたる者は其代金を追徴す

第拾八條 第十一條第十三條の届書又は第十四條の帳簿に

詐偽の記載をなしたる者は五圓以上五拾圓以下の罰金に處す

第拾九條 第三條又違ひ鑑札を携帶せずして仕入又は出賣を爲したる者及び第七條に違ひ鑑札を貸借賣買又は譲受讓渡したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第貳拾條 第五條第六條第十二條第十三條の届出を怠りたる者及び第十四條の帳簿又記載を怠りたる者は壹圓以上壹圓九十五錢以下の科料に處す

第貳拾壹條 此規則を犯したる者には刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪併發の例を用ひる

第貳拾貳條 菓子營業者の家族雇人として其營業に係り此規則を犯したるときは其營業者を處罰す

三十三行 (正誤)  
 之以下「花」ヲ脱ス  
 二拾三括弧ハ括弧ノ誤  
 六十二括弧ハ括弧ノ誤  
 六十六秘ノ字ヲ脱ス  
 九同同同同同同  
 五九括弧ハ括弧ノ誤  
 四同同同同同同同  
 六四同同同同同同  
 三八六同同同同同  
 九三報ノ字上ヲ落ス  
 九九未ノ字ヲ落ス  
 八八夫ハ文ノ誤  
 二記又電線ノ誤  
 九八探採ノ誤  
 九一符ハ符ノ誤  
 八一若ハ若ノ誤  
 二八變造ハ變造ノ誤  
 十二以下ノ次「カ」ヲ落ス  
 二一鷹ハ鷹ノ誤  
 一一期ヲ期ニノ誤  
 四第ノ字ヲ落ス  
 九第ノ字ヲ落ス  
 小笠原ノ下「島」ヲ落ス

十三  
 十五  
 三十一  
 三十六  
 六十七  
 同六十五  
 同六十四  
 同六十三  
 同六十二  
 同六十一  
 同六十  
 同五十九  
 同五十八  
 同五十七  
 同五十六  
 同五十五  
 同五十四  
 同五十三  
 同五十二  
 同五十一  
 同五十  
 同四十九  
 同四十八  
 同四十七  
 同四十六  
 同四十五  
 同四十四  
 同四十三  
 同四十二  
 同四十一  
 同四十  
 同三十九  
 同三十八  
 同三十七  
 同三十六  
 同三十五  
 同三十四  
 同三十三  
 同三十二  
 同三十一  
 同三十  
 同二十九  
 同二十八  
 同二十七  
 同二十六  
 同二十五  
 同二十四  
 同二十三  
 同二十二  
 同二十一  
 同二十  
 同十九  
 同十八  
 同十七  
 同十六  
 同十五  
 同十四  
 同十三  
 同十二  
 同十一  
 同十  
 同九  
 同八  
 同七  
 同六  
 同五  
 同四  
 同三  
 同二  
 同

明治十八年六月十一日出版御届  
 全年全月三十日刊行

(定價金拾貳錢)

京都府平民

編輯兼出版人

東枝吉兵衛

上柳京區第十二組  
 柳町第十一番戸

東京銀坐四丁目 博聞社  
 全二丁目 報告堂

大坂備後町四丁目 博聞分社  
 京都佛光寺通烏丸 律書房

京都	大坂	名古屋	大津	彦根
村中勘兵衛	岡嶋真七	石版舎	澤里一二郎	新々堂
田中治兵衛	岡嶋支店	東雲堂	管沼爲之助	
太田權七	岡嶋支店			
便利堂	駿屋支店			
駿利堂				

長濱	吉田作平
深川市場	栗林德平
丹波龜岡	佐藤岩治郎
丹波福知山	室田治助
丹后宮津	荒木清六
播州姫路	長野長平
但馬豐岡	伊藤和七郎
丹波園部	由利安助
三州岡崎	好文堂
仙臺	淡月堂
盛岡	木村文助
	澤田正助

判事小野義憲字  
判事補澤正太郎校閱  
一現 民事訴訟必讀

上綴正價 金五拾錢  
並綴 金四拾錢

一書 刑 法 擬 律 問 答  
定價金 四拾五錢

一證 券 印 稅 規 則 心 得  
全 金 八 錢

一古 物 商 取 締 條 例 俗 解  
全 金 拾 五 錢

一質 屋 取 締 條 例 注 解  
全 金 八 錢

一劍 不 動 智 神 妙 錄 (寸 珍)  
全 金 拾 五 錢

京都七大人撰

一 京 花 集 (寸 珍 美 本) 全 金 拾 五 錢

浮世一分五厘庵著

一 地獄電信記

定價金三十拾錢

一 現條例規則要書

全 金廿五錢

○地租 ○徵兵 ○徵兵事務 ○酒造 ○煙艸 ○代人

○區町村會 ○墓地及取締 ○為替手形 ○郵便

○地所質入書入（建物質入書入） ○民事訴訟用

印紙 ○證券印稅等ノ諸條例規則ヲ彙集シタル

モノナリ

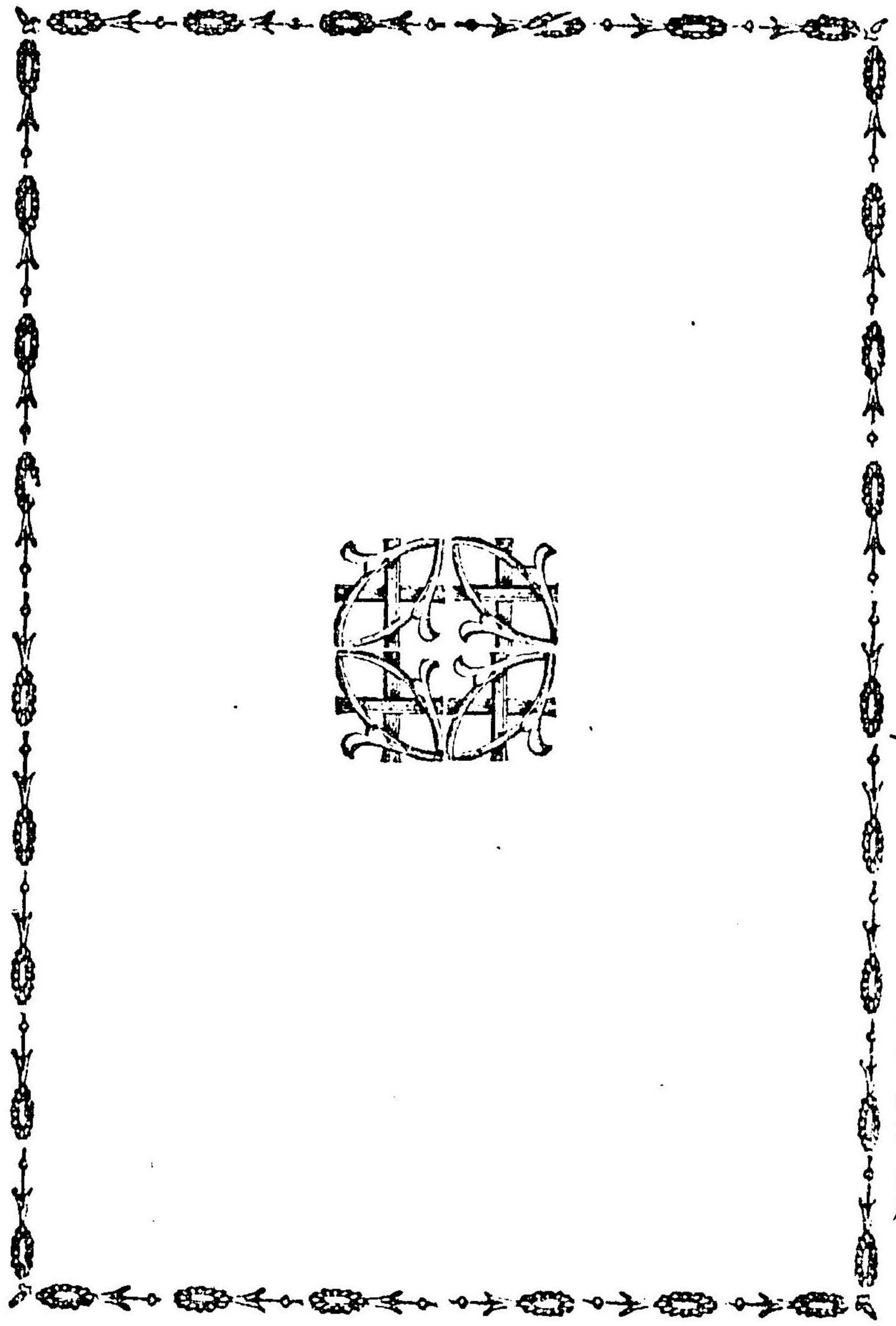
植木按盛君編輯

洋綴美本

一 概報國纂錄全

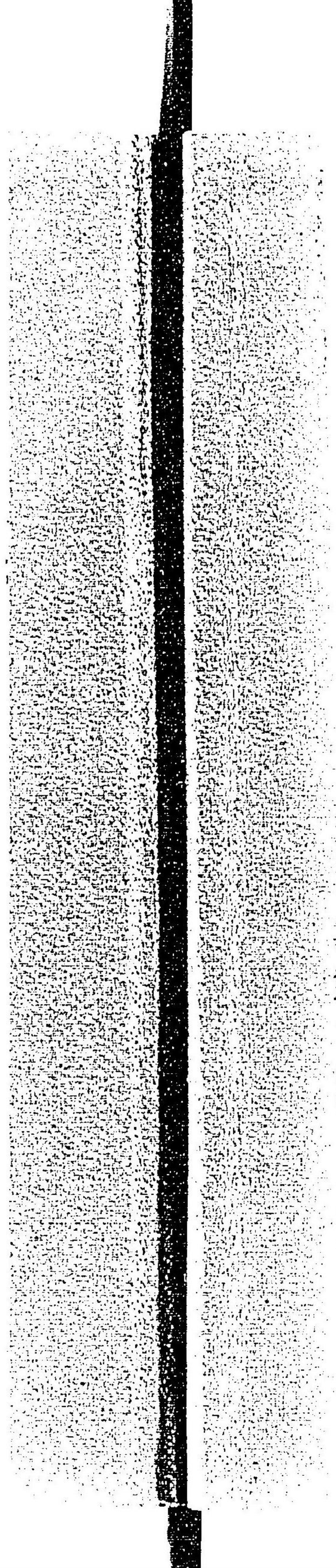
定價金壹圓貳拾錢  
正價金七拾五錢

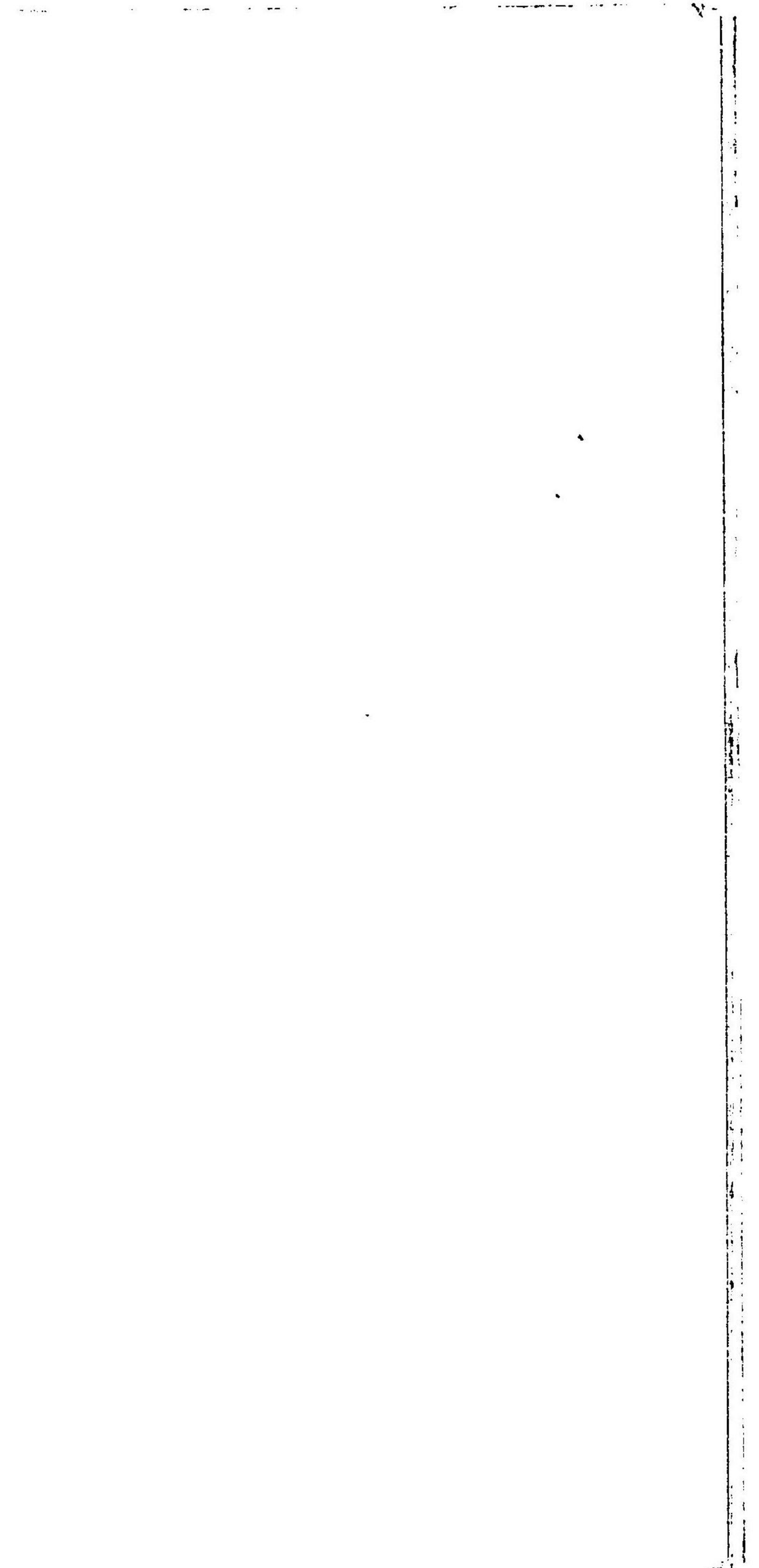
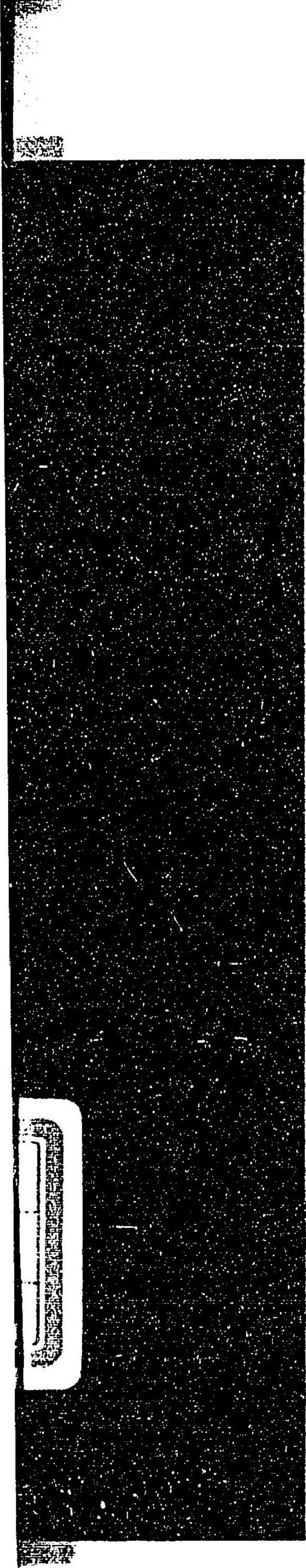
V-69



下京區木津屋橋山本印刷







諸凡  
必携  
條例規則要書



031005-000-0

CZ-5-0229

條例規則要書 附錄

東枝 吉兵衛 / 編

M18

BBC-0472

